

独立行政法人国立美術館観覧料減免規則

制 定 平成13年 4月 2日
平成13年国立美術館規則 第10号
[平成14年 国立美術館規則第12号]
[平成14年 国立美術館規則第 5号]
[平成14年 国立美術館規則第29号]
[平成19年 国立美術館規則第16号]
[平成30年 国立美術館規則第26号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館観覧規則(平成13年国立美術館規則第9号。以下「観覧規則」という。)第9条に定める観覧料の減免措置については、この規則の定めるところによる。

(団体観覧等の引率者)

第2条 所蔵作品展及び特別展(以下「展覧会」という。)の団体観覧の引率者は、20人に対し1人の割合で無料とする。

第3条 学校教育活動の一環として展覧会の観覧を行う幼稚園児、小学生、中学生及び高校生の引率者は、無料とする。

2 保育の実施の一環として展覧会の観覧を行う保育所入所の児童の引率者は、無料とする。

(身体障害者手帳等の所持者)

第4条 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の所持者又は母子家庭等であることの証明のある者の展覧会の観覧料は、無料とする。

2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳の所持者の付添者1名については、前項の規定を適用する。ただし、重度の身体障害者等で2名以上の付添者を要する場合も、同様とする。

(美術館調査及び研修等)

第5条 美術館調査及び研修、その他の目的で展覧会又は所蔵作品上映及び特別上映(以下「上映会」という。)を観覧する者で独立行政法人国立美術館が設置する美術館の館長(以下「館長」という。)が適当と認める者の観覧料は、無料とする。

(老人福祉諸施設入所者)

第6条 老人福祉諸施設入所の者(付添者を含む。)であることを証明するものを有する者の展覧会の観覧料は、無料とする。

(国立映画アーカイブの上映会の減免措置)

第7条 国立映画アーカイブの観覧者で65歳以上の年齢を証明するものを有する者に対しては、上映会の観覧料を大学生・高校生料金に減ずる。

2 第4条及び第6条の規定は、国立映画アーカイブの上映会の観覧料の減免について準用する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、減免措置については、館長が別に定める。

附 則

この規程は平成13年4月2日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正規程は、次項に掲げるもののほか平成14年1月1日から施行する。

2 第3条の規定については、平成14年4月1日から適用する。ただし、平成14年4月1日を会期に含む展覧会については、館長の定めるところにより、改正後の規定に準じた取り扱いをすることができる。

附 則

この改正規則は、平成14年11月26日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、同日を会期に含む展覧会から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。